

連載

一人権だより

vol.03



【桂川町人権教育啓発推進委員会】

桂 川町では、年間を通してさまざまな人権教育啓発事業が実施されています。

これらの事業については、今回ご紹介する「桂川町人権教育啓発推進委員会」（以下「推進委員会」という。）で調査研究及び企画立案等を行い、「桂川町人権・同和問題協議会」で協議決定し、事業を実施しています。

推進委員会で活躍されている10名の委員の方々は、会長として推進委員会を取りまとめておられる坂田勲さんをはじめ、副会長に右田よう子さん、以下順不同で柴田正彦さん、佐藤優子さん、大野節子さん、池田静子さん、藤川珠磨子さん、田中光朗さん、芳中力さん、芳中治子さんです。

平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行され、桂川町では平成18年3月に「桂川町人権教育・啓発基本指針」（以下「指針」）を策定しました。

推進委員会では、この指針を基に、

本誌面について、ご意見・ご感想は左記までお寄せください。

【問合せ】〒820-0606

嘉穂郡桂川町大字土居360番地 桂川町隣保館内
隣保館・人権同和問題教育係（☎65・1187）



▲ 桂川町人権教育啓発推進委員と隣保館職員

同和問題をはじめとして、女性の問題、高齢者の問題、子どもの問題、障がい者の問題、外国人の問題、アイヌの人々に関する問題、HIV感染者・ハンセン病患者等々の問題等々、多様化する人権課題を取り上げ、より多くの方々に幅広く啓発していくためには、どのようにすれば良いかということを経験的に検討しています。

これからも、一人ひとりの人権が大切にされるまちづくりを目指して頑張っていきます。

不正大麻・けし撲滅運動

きれいなけしの花にご用心

き

れいな「けし」の花を見かける季節になりましたが、「けし」には植えて良いものと、麻薬の原料となるため栽培や所持が禁止されているものがあります。植えてはいけない「けし」には、次のような特徴がありますので、ご注意ください。

【植えてはいけない「けし」の特徴】

- 特徴① 茎は太く、大きいものは草丈1m以上になる
- 特徴② 葉や茎など外観は、白っぽい緑色をしている
- 特徴③ 葉、茎、つぼみの表面にはほとんど毛がない
- 特徴④ 葉が大きく長い楕円状の形で、葉のまわりに浅い切れ込みがある
- 特徴⑤ 葉の根元は、茎を抱き込むようになっているなど

※このような「けし」を見かけた人は、左記までご連絡ください。

【問合せ】

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 ☎21・4876
飯塚警察署 ☎21・0110